



「雇用調整助成金」に上乗せして補助します

新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業させた場合の休業手当に係る国の雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む。)の支給決定を受けた市内事業者に対して、市独自で上乗せして補助します。

対象者

市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間において、休業を実施したことにより雇用調整助成金の支給を受けた方

対象経費

国の助成率区分	補助対象経費
4/5の場合 (解雇等を行った場合)	国支給決定金額×1/8以内の額
4/5の場合 (解雇等を行った場合のうち、入国制限により外国人技能実習生の就業開始が遅延し、令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上を満たさない場合)	国支給決定金額×1/4以内の額

※休業手当全体の助成率が特例的に10/10となる場合及び教育訓練に係る手当は補助対象外

補助額

1事業者あたり上限40万円

※上限額の40万円に達するまで複数回の申請可

申請方法

次の書類を枕崎市水産商工課商工振興係に提出してください

- 枕崎市雇用維持等支援事業補助金交付申請書兼請求書
※様式は市ホームページからダウンロードできます。
- 雇用調整助成金の支給申請書類一式及び支給決定通知書の写し
- 補助金の振込先の金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳等の写し

【お願い】新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力ください。

○郵送先
〒898-8501 枕崎市千代田町27番地
枕崎市水産商工課商工振興係 宛て

申請期限 雇用調整助成金の支給決定を受けた日から3か月以内
※ただし、令和4年3月31日まで

◎申請の流れ

